

## 令和８年度 第２回吹田市社会福祉審議会地域福祉計画策定部会議事概要

１ 日時 令和８年８月７日(金)午後２時から午後４時１２分まで

２ 場所 吹田市役所 高層棟３階 災害対策本部会議室

３ 出席者ほか

(１) 委員 ８名

松木宏史 部会長

水谷充規 委員 菊澤 薫 委員 吉川英次 委員 林めぐみ 委員

大槻剛康 委員 森戸秀次 委員 山本真弓 委員

(２) 市職員 ４名

田畑 茂洋 福祉部 次長（福祉総務室長兼務）

持永 夏子 福祉総務室 参事

賀集 恒介 福祉総務室 主査

木村 ちひろ 福祉総務室 主任

(３) 吹田市社会福祉協議会 ３名

井手本 治夫 吹田市社会福祉協議会 総括参事

新宅 太郎 吹田市社会福祉協議会 課長

朽久保 秀紀 吹田市社会福祉協議会 主幹

４ 配付資料

資料１ 第５次吹田市地域福祉計画素案（７/２９時点）

資料２ 第５次吹田市地域福祉計画における評価指標案

資料３ 「吹田市地域福祉計画」第１次計画からの変遷

参考資料１ 第５次吹田市地域福祉計画素案及び評価指標案  
指摘事項及び検討結果一覧

参考資料２ 第４次地域福祉計画の評価指標（２０２４年度末版）

５ 内容

１ 開会

２ 議題

(１) 第５次吹田市地域福祉計画素案の検討

資料１ 第５次吹田市地域福祉計画素案（７/２９時点）

参考資料１ 第５次吹田市地域福祉計画素案及び評価指標案  
指摘事項及び検討結果一覧

事務局 資料１「第５次吹田市地域福祉計画素案（７.２９時点）」を御覧ください。  
初めに、資料に誤りがございましたので訂正をお願いいたします。１点目は、  
目次の初めに記載している「第１章 第５次地域福祉計画の策定の趣旨など」  
及び「１ 地域福祉とは」のページ番号について、資料では「４ページ」と

記載しておりますが、「1 ページ」に訂正をお願いいたします。2 点目は目次の次のページ「第1章 第5次地域福祉計画の策定の趣旨など」の本文のページについて、ページ番号の記載が漏れておりましたので「1」と追記をお願いいたします。また、3 ページに掲載しているコラム「実はこれも地域福祉！」については、掲載するページがずれており、本来は2 ページ目（コラム「自分らしく暮らすとは？」の下）に掲載するコラムとなります。この影響により、3 ページの「2 計画策定の背景と趣旨」以降が下にずれております。以上の修正が必要な箇所については9月の全体会の資料までに修正させていただく予定です。御迷惑をおかけしますがよろしくお願いします。こちらの資料は、前回の策定部会においていただいた御意見をもとに修正した計画素案となります。前回からの修正箇所を下線で示しておりますが、本日は主な修正箇所を抜粋して御説明いたします。また、前回の策定部会にていただいた御意見については、参考資料Ⅰ「第5次吹田市地域福祉計画素案及び評価指標案指摘事項及び検討結果一覧」でまとめておりますので、必要に応じて御参照いただければ幸いです。

資料Ⅰの2 ページを御覧ください。コラムについては事務局で案を作成し、庁内の所管室課や関係団体へ確認した内容を掲載しています。2 ページ以降のコラムで、四角い枠の中に「写真」と記載しているものについては、現在、所管室課や関係団体へ写真データを依頼中のものになります。続きまして6 ページを御覧ください。「3 社会福祉法の改正と地域共生社会の実現」について、前回の計画素案では閣議決定された国の施策や関連する他の法律についても記載しておりましたが、参考資料Ⅰの No. 7～9 の御意見を踏まえて、社会福祉法の改正に絞った形で示し、直近の2026年6月の社会福祉法一部改正の内容についても追記する形で修正しております。続きまして7 ページを御覧ください。参考資料Ⅰの No. 10 の御意見にもありましたように、地域共生社会のイメージ図を、国が発出している最新のイメージを基に置き換えています。続きまして20 ページを御覧ください。参考資料Ⅰの No. 12 の御意見を踏まえ、総合的支援のネットワークイメージから、相談支援に加え、参加支援、地域づくりに向けた支援も記載した包括的支援のネットワークイメージに置き換えています。続きまして21 ページを御覧ください。参考資料Ⅰの No. 13 の御意見を踏まえて、20 ページの包括的支援のネットワークイメージ図に登場する支援機関や地域団体の取組概要を追記しております。続きまして28 ページを御覧ください。地域福祉計画は施策の方向ごとに評価指標を設定していますが、計画素案の本文中において複数ページにわたって評価指標の記載があり全貌が見えづらいことから、28 ページの施策体系と見開きで対応するよう29 ページに評価指標の一覧を追記しております。また、30 ページ以降について、施策の方向の下に対応する評価指標を追記しております。続きまして48 ページを御覧ください。基本目標3＞施策の方向（1）具体的施策①意思決定支援を重視した成年後見制度等の利用促進について、参考資料

Ⅰの No.24 の御意見を踏まえて、権利擁護支援＝成年後見制度ではなく、権利擁護支援に係る事業の一つとして成年後見制度があることが伝わるよう修正しております。後半には今年度6月に民法の改正が成立したことに伴い、内容を追記しております。続きまして55ページを御覧ください。社会福祉法の一部改正に伴い、重層的支援体制整備事業実施計画に事業の方向性や評価に関する事項等を追記しております。最後に59ページを御覧ください。吹田市再犯防止推進計画については、前回の計画素案では「本文調整中」として枠のみ記載しておりました。今回お示ししている本文は、保護司会会長のG委員に御確認いただきながら作成したものであり、60ページのコラム「更生保護サポートセンター吹田」についても、先日センターにお伺いしてお話と写真の撮影をさせていただきましたので、次回全体会の資料へ掲載する予定です。

大まかではありますが、以上が修正箇所の概要です。委員の皆様におかれましては、修正箇所を中心に、読み手にとってより伝わりやすい表現や、本文に盛り込んだ方がよいと思った内容など、御意見いただきますようお願いします。事務局からの説明は以上です。

部会長

主に修正箇所を中心に、資料の説明をいただきました。前回いろいろな御意見をいただいて、それをできる限り本文の中で示す方向で修正を加えていただいています。特に御自身のフィールドに関して気になるところ、あるいは追記したほうが良いこと等を中心に、御意見ををお願いします。

A委員

No.12の意見として、20ページの総合的支援のネットワークイメージ図となっているものを、包括的支援体制のイメージ図が作成できるのであればそのように修正した方がよいのではないかと言いました。今回、包括的支援のネットワークイメージ図として修正されており、他の文章にはそのような言葉は出てこないで、包括的支援体制とどのように関係するのか混乱するとヒアリングで言われました。ここは、全部削除してもよいのではないかと思います。

次に、48ページのNo.24の意見です。工夫されたのはよくわかりますが、ここはどうしても権利擁護＝成年後見制度となっています。49ページも同様に、権利擁護に関しては日常生活自立支援事業と成年後見制度ということで、ほぼ成年後見関係で固まっています。4次計画以降、こども基本法の施行や、妊産婦、児童に係る包括的支援の機能を持った子育て支援センターができましたので、ここに児童虐待等について一切載っていないのは、いかがなものかなと思います。特に社会福祉法の改正でも、子供・若者についてはなかなか充実した支援ができていないと謳われていますので、そういう意味でもここは成年後見だけでなく、子供・若者をしっかりと記載するべきではないかと思います。特に吹田市は、大学が多いということもあるとは思いますが、

年代別の自殺の割合は、20 代未満が全国・大阪府の平均が 4%程度に対して、吹田市は 9.8%です。20 代も全国・大阪府の平均が 12%程度なのに、吹田市は 17.6%です。ここは、もっと踏み込んで検証しないといけないのではないかと思います。

部会長

主に 2 点ありました。20 ページの包括的支援のネットワークイメージ図は、この後に包括的支援のネットワークという言葉が出てこないの、思いきって削除したほうが良いのではないかと。それから 48 ページは、工夫されているとはいえ、やはりどうしても成年後見制度に軸足を置いた表現になっており、虐待防止、あるいは子供・若者の支援についての文言を加えたほうが良いのではないかという意見でした。他の委員から、この 2 点についていかがでしょうか。その方向で修正を加えていくということによろしいですか。

では、包括的支援のネットワークイメージ図は思いきって削除することと、48 ページから始まる権利擁護の推進は、成年後見制度に加えて様々な虐待対応、子供・若者への支援についての吹田市の取組や課題について追記するということがよろしいですか。

事務局

前回の策定部会で H 委員から 20 ページのイメージ図に対応する団体の説明等があればわかりやすいのではないかと御意見をいただき、21 ページの「関係するボランティア・団体など」に追記しています。ネットワークイメージ図を削除すると 21 ページもなくなってしまいます。包括的支援のネットワークイメージ図の文言がこの後出てこないで混乱してしまうのではないかと御意見でしたので、良ければイメージ図は残した上で、名前を変える等の方向で検討するのはいかがでしょうか。

A 委員

H 委員の趣旨は、イメージ図に出てくるコミュニティソーシャルワーカー等が 4 次計画ではもっと前半に一覧表で出てわかりやすかったの、イメージ図を残すのであればそこに入れませんかという流れであり、イメージ図ありきの話ではなかったと思います。もともと 4 次計画策定の時に、この図は包括的支援体制や包括的相談支援体制とどういう関係になるのかと質問しましたが、当時の事務局からは明確な答えがなかったです。そもそもこの図に意義があるのでしょうか。コミュニティソーシャルワーカーの認知度が低い中ではわかりづらいため、一覧表だけ早めに出すのが良いのではないかと思います。

あと、成年後見は確かに大事なことでボリュームがあって然るべきですが、第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書では、残された優先課題として、任意後見制度の利用促進と担い手の確保・育成等の推進という主に 2 点が記載されています。今回の社会福祉法の改正でも、人材の確保・定着が喫緊の課題であるとして、国と都道府県の義務規定になっていま

す。そういう意味では、成年後見の中にそういった内容を載せないといけません。また、意思決定支援を配慮ではなく重視することは良いですが、このようにハードルを高めるということは、少なくとも意思決定支援について福祉の関係支援者を対象とした研修をしなければなりません。これが本当に難しいです。それにプラスして、担い手として市民後見人の養成をこれから始めていくわけですが、それでは到底足りません。例えば、ちょっとした日常生活の意思決定支援ができる市民サポーターを受け皿として作っていかないと、成年後見が終われる制度になった後が大変なことになります。その点も加味して織り込んでいただくとありがたいです。

部会長

まず 20 ページは、そもそもこの図ありきの話ではなく、21 ページに示されているボランティア団体や相談機関をもう少し前に記載するほうが良いのではないかという趣旨だったのではないかという御指摘です。

48 ページは、先ほどおっしゃった虐待対応や子供・若者支援に加えて、成年後見制度についての記述の内容も任意後見、それから権利擁護の担い手の確保・育成についても触れたほうが良いのではないかという御意見でした。

B 委員

全体的には、前回よりはるかに進んでいて読みやすくなった印象です。まず、2 ページ目のコラムの下から 4 行目に「特別な人だけが関係するもの」とあります。福祉の世界で「特別な」という言い方は、かなり刺激的な言葉だと思います。素案の後半には合理的配慮という言葉も出ていますので、例えば「支援を必要とする人」、または違う言葉で表現しても十分伝わるのではないのでしょうか。

それと先ほどの 20 ページの図は、ここに関わらない人から見るととても複雑です。どこから入り込んでどういう形で出ていくのかわかりづらいので、何か工夫が必要だと思います。例えば「つなぐ」「コミュニティソーシャルワーカー」が何か所も出てくるために、複雑さを加速させている感じがします。

それと、47 ページのコラムです。下に少し余白が残っているのは、何か追記する予定ですか。それとも、このまま短くしてしまうのでしょうか。最近では 9060 として、8050 問題がより複雑になってきていると冒頭に説明があると、よりわかりやすいと思います。このコラムの全部を埋める必要はないと思いますが、8050 問題は団塊の世代を中心にした社会問題になっているので、力を入れて書いたほうが良いと思います。

51 ページについて、短いコラムでインパクトをつけて伝えるためには、数字を入れると現状がある程度共有できて便利だと思います。「身寄りのない高齢者への支援」という表題は良いと思いますが、一体どのくらい切迫している問題なのかがわかる数字があると、よりわかりやすいと思います。57 ページについても、一般的な話のコラムですが、吹田市や関西等、どこかの地域を限定して数字を入れると良いのではないのでしょうか。

部会長

2 ページの「特別な人だけが」という文言は、確かに受け取り方によっては「どんな人？」となるかもしれません。ここでは皆が関係することだと表現できれば良いので、例えば「地域福祉は特別な人だけが関係するものではありません」を削除して、次の「私たち一人ひとりが地域福祉の主役です」と前の文章をつなげることも一つの方法だと思います。文言も書きぶりを再検討願います。

47 ページの 8050 問題に関しては確かにその通りで、8050 問題が提起されてから 15 年ほど経ち、もう 9060 に事態は進展しています。御指摘のように、単純に高齢の親が中高年の子供を支えていることに加えて、更に老々介護の問題等が複雑に絡んでいます。そこまで詳しく書くかどうかは別として、かつて 8050 と呼ばれていた問題が 9060 と、解決できないまま事態が進んでしまっており、今現在深刻な問題になっていることが伝わるように、コラムを再検討願います。

それからあと 2 点ほど、具体的な数字を出したほうがコラムに説得力があるのではないかという御指摘がありました。例えば、国はこう言っています、昨年の全国の統計ではこうなっています、と示すだけでも違うと思います。7 人に 1 人がこのような状態です等、吹田市独自の数字を出すのが難しいようであれば、国の統計等も参照して使えば良いのではないのでしょうか。

20 ページの図に戻ります。皆さんの御意見を聞いたうえでの私の考えですが、この少ない人数で議論していても、これだけ図の解釈や受け止め方が様々です。一生懸命作っていただいて心苦しいところがありますが、やはりこの図そのものを削除したほうが良いと思います。この少ない人数でこれだけ割れるということは、恐らく市民の方が冊子を手にとった時に「これはどういう意味？」と混乱されると思います。この図に関しては思いきって削除し、21 ページの自治会から始まる一覧表は、例えば第 1 章の末尾、あるいは、位置は変えずに図を無しにする等、どこか収まりの良いところに入れていただくという方向で調整願います。

C 委員

コラムについて、イラストを入れていただいたことで、そのページに何が書かれているのかイメージしやすくなったと思います。

37 ページ「③人権・福祉等に対する意識の向上に向けた機会の提供」の「近年では～」の文章の「社会情勢の変化に伴い、生活困窮や児童虐待、DV（配偶者等からの暴力）などの、困難な問題を抱える女性や子供・若者への支援が必要とされる中、本人の意思や権利を尊重することが重要となってきます。」の書きぶりについてお聞きします。ここの「本人の意思や権利を尊重する」は、いろいろな問題を抱えて支援が必要とされる方の意思や権利をということだと思います。ですので、社会問題によって支援が必要な方々がいて、その方々も支援を受けるとか保護されるだけの存在ではなく、一人ひとりが権

利を持つ主体であるということが前提にあり、だからこそ支援を受ける方の意思を丁寧に確認して、権利を尊重しながら寄り添うことが重要という意味合いで間違いないでしょうか。

それともう一点、39 ページです。「①つながりを意識した福祉や子供、若者の制度の充実」について、「子供・若者を取り巻く社会問題としては、不登校やひきこもり、ヤングケアラーなどが挙げられます。」とあります。どちらかと言うと若者や青少年の健全育成が主眼かもしれないのですが、子供・若者を取り巻く社会問題としては、やはり児童虐待は一つ入れていただけたらと思います。別の計画で記載されていると思いますので、地域福祉計画で児童虐待について言及する必要はないかもしれませんが、①に書かれている早期発見や、なかなか表面化しにくいところは、いずれも児童虐待と関連することだと思います。

部会長

37 ページの書き方に関しては、本人の意思や権利を尊重することの前に、例えば、まずは安全や暮らしがしっかりと保障されていることを加えて、「本人の意思や権利を尊重し寄り添うことが重要となってきます」と追記すると、よりメッセージ性が強まると思います。

それから 39 ページの子供・若者を取り巻く社会問題は、御提案のように深掘りする必要はないと思いますが、虐待の文言を入れる必要はあると思います。

それともっと早く気付けば良かったのですが、子供の表記について、本文では「子供」が漢字 2 文字で書かれていますが、一般的には漢字 2 文字で「子供」と書くよりは、「子」が漢字で「ども」が平仮名かなと思います。こども家庭庁関連の施策は、全て平仮名で「こども」が基本として、この 2 本立てではないかと思います。

事務局

子供の表記については、吹田市が文部科学省に倣い「子供」と漢字 2 文字を使っています。地域福祉計画だけでなく、吹田市が発行するものすべてにおいて「子供」と漢字表記にしています。部会長がおっしゃるとおり、国の施策名など市で定めるものではない名称については、正式な名称のとおりにしています。

部会長

吹田市の標準的な表記が漢字 2 文字ということですね。わかりました。他いかがでしょうか。

D 委員

3 ページに「地域活動や福祉ボランティア活動に関心を持たない層の増加」とあります。「関心を持たない」という表現が気になりました。関心がないのではなく、情報を知らない方が多いと思います。私の周囲の人では、「私も何かボランティアをしたいと思っていた」と言って、参加いただくケースが多

いです。例えば、市報で吹田市が取り組んでいる清掃活動等全般的に目を通して、私達のグループも参加したいと思いメンバーに声をかけると、そういう活動をしたかったと返ってきます。それを「関心を持たない」と一括りにされるのは、心外です。ボランティアに関しては、情報を知らない人が多い印象があるため、周知の方法や参加していただける方法を工夫していただきたいです。

部会長           3 ページの下から 4 行目「地域活動や福祉ボランティア活動に関心を持たない層」について委員の趣旨を踏まえて「参加が困難な層」はいかがでしょうか。参加が困難な要因が複合的にあり、お仕事が大変、あるいは今の御意見のように、そもそもボランティアや活動の情報が伝わっていないことも含まれると思います。

事務局           「関心を持たない層」については、実態調査で「地域生活の中で福祉について気になっていること」等の項目に対して「特にない」という回答が前回よりも増えていたので、「関心を持たない層が増えている」と記載しています。委員のおっしゃるように知らなかった方もいると思いますので、書きぶりについてはまた検討させていただきます。

E 委員           37 ページ③の「近年では社会情勢の変化に伴い、生活困窮や児童虐待、DV（配偶者等からの暴力）などの、困難な問題を抱える女性や子供・若者」という記載が今までずっとありますが、男性も配偶者から暴力を受けることもあるだろうし、支援に頼ったらいけないと思ってしまうところもあります。男性を除く意図は、あるのでしょうか。

あと、私たちは 8050 問題のような問題があることを知っているけど、全然分らないという人もいます。そういう難しい言葉について、余裕があるスペースに表記があれば良いと思いました。

部会長           「困難な問題を抱える」の後に続く「女性や子供・若者」という表現の「若者」の中に男性も含まれるニュアンスになっているとは思いますが。

事務局           最初にお伝えできず申し訳ございませんが、先ほどの C 委員の御意見だけでなく、先月行った庁内推進委員会においても所管室課から書きぶりについて相談があり検討しているところです。「困難な問題を抱える女性」の支援をするための法律が新しくできたこともあり、最近のトピックとしてこの表現を入れています。

部会長           「困難な問題を抱える女性」は、法律用語でもあります。また書きぶりは検討願います。

F 委員      37 ページ「COCORO フェス」の後の改行がずれています。それと、53 ページのコラムの文章が尻切れトンボになっているので、修正をお願いします。35 ページの居場所づくりで、ここにも良いという空間はすごく大切だと思いますが、どこにあるのかがなかなかわかりません。コラムにはいろいろと書いてありますが、実際いつ空いていて、どういうイベントをしているのか。市報すいたには掲載されていますが、ホームページから市報すいたに載っているイベントにたどりつくのは難しいです。LINE からイベントの情報を得ても、大きな行事やイベントはありますが、詳細がありません。実態調査では、30 代の情報収集手段として市報すいたがすごく少なかったです。多分、30 代の方はインターネットから情報を得ていると思います。そういう方々もアクセスしやすいように、このコラムからでもホームページに飛んでいけるようにするのも面白いと思いました。市報すいたにはQRコードもあります。この居場所が、どこからでも見られるようになれば良いと思います。

部会長      コラムの部分は、修正願います。  
それと、36 ページの居場所にQRコードを付けるのは、良い御提案だと思います。市が全て民間団体の活動を把握することはさすがに困難だと思いますが、わかる範囲で市報すいたに載っているところを中心に、QRコードをコラムに付けていただけると、そこから飛びやすいです。また検討材料にしてください。

G 委員、再犯防止の 59 ページの内容を検討する際に御協力いただいたとのことですが、そのあたりを中心に御発言願います。

G 委員      59 ページの「◆基本的な方向性」の「◆重点課題」の一番下の段に 2 つ囲いがありますが、「包摂」は一般の方にわかりにくいので、注釈をつけていただくように事務局にお願いしました。

60 ページ上段の第二次再犯防止計画の中で、国の法律の下に進めていくことが自治体の責務としても出てきている中で、主体的に上段の部分の 4 行を書き直していただきたくてお願いして、書き直していただきました。

あと、コラムの案はできているのですが、ここには前の段階で書いていただいています。たたき台は作っていただいていますので、また次回御覧ください。

部会長      包摂に関する図がすごくわかりやすいと言いますか、イメージしやすい説明になっていると思います。これで少しでも読んだ方の理解が進むのではないかと思います。

他いかがでしょうか。

A 委員

大きく2点あります。1点目は、根幹的なところです。地域共生社会の実現のために、包括的支援体制の整備が市町村の努力義務になりました。その整備のための一つの手段として、重層的支援体制整備事業が任意事業で創設されました。この全体像を今回の素案でも2名のサービス提供責任者に見てもらったのですが、まだ理解ができていませんでした。6ページの社会福祉法の第4条「地域福祉の推進」が地域共生社会の規定です。ここの後半に「参加し、共生する地域共生社会の実現」とありますが、地域共生社会の間にある「共生」は法文にはありませんので、削除願います。

次に、素案にはないのですが、第106条の3が包括的支援体制整備、以下包括整備と言わせてもらいますが、努力義務規定になっています。そして106条の4では、重層的支援体制整備事業が任意規定になっています。このあたりが、わかりづらいです。要するに、地域共生社会の実現を図るためには包括整備がメインで、重層的支援体制整備事業はあくまでもサブの位置づけです。しかし、8ページの最初にこの計画は包括構築が目的と書かれていますが、ここだけでは印象が薄い。後半にある重層的支援体制整備事業実施計画の最後のほうには「重層的支援体制整備事業は地域共生社会の実現をめざすものである」と、少し飛躍しています。間違いではないのですが、重層的支援体制整備事業をメインにして上手くいっていない市町村が多いことが課題になっています。ここをきちっと押さえておかないと、なかなか理解が進まないということです。

6ページの文頭の近くに、包括整備における3つの柱が簡潔に記載されています。上から順に、この素案の基本目標1、2、3にほぼ符号する内容になっています。さらに厚生労働省では、この3つの柱に準じた機能について簡潔なイメージ図を公表しています。こういう図を7ページに折り込むと全体の流れがわかりますし、この素案の計画の目的もわかりやすいです。4条の下に106条の3、106条の4を追記し、さっきの厚生労働省のイメージ図を入れる形であれば、先ほどのサービス提供責任者の皆さんも「それで理解できました。」と言ってくれました。その後20ページを見ると、これは混乱するとのことでした。これが1点目で、大きな2点目としては、基本目標ごとに法改正絡みの話を3つして終わります。

まず、37ページの基本目標1で、具体的な施策3つ目「人権・福祉等に対する意識の向上に向けた機会の提供」についてです。以前、社会教育を入れたほうが良いと言いましたが、今回の社会福祉法改正により、107条で市町村の地域福祉計画に設定する事項として、新たに保健医療、教育、地域再生等が追加されました。現在、文部科学省の特別部会で社会教育について審議されており、来年社会教育法が大きく変わる予定です。社会教育の大きな役割として、地域コミュニティの基盤整備をできる人材を作っていくと明記される予定です。そもそも社会教育の役割は人づくり、つながりづくり、地域づくりなど地域福祉にかなり親和性があります。そして今回の素案にも書いて

いますが、居場所づくりの公民館、図書館、これらが社会教育施設です。来年の改正で、これらの施設が地域住民により利用しやすいような居場所としての位置づけもしていくことが明記される予定です。ですから、福祉意識、人権意識だけじゃなくて、市民自治による地域づくりの観点を盛り込むほうが良いと思っています。

それから 44 ページの基本目標 2 の施策の方向（2）ですが、公民協働が全く出ていないです。他についてもただ個別の事業を羅列しているだけで、本来ここはどういう機能が必要かということを明記すべきです。例えば基本目標 1 については、地域住民同士が支え合う機能として自治会等があり、基本目標 3 については、支援関係機関同士が連携する機能として重層的支援体制整備事業があります。基本目標 2 についても地域住民と支援機関をつなぐ機能が何なのかを示す必要があります。例えば重層的支援体制整備事業実施計画でプラットフォームを作りますという表現がありましたし、あるいは既存の資源として、あまねく地域にネットワークを持つ社会福祉協議会の機能を強化するとか、そういうことを書いておかないと、包括的支援体制をやることにはなりませんので、そこを考えていただきたいです。

最後に、59 ページの吹田市再犯防止推進計画のところですが。第二次再犯防止推進計画で、G 委員が御自身のことなので御遠慮されているのではと思い僭越ながら申し上げますと、昨年 12 月に更生保護制度の充実を図るための保護司等の一部改正の法律が交付され、保護司法 18 条に地方公共団体は保護司等の活動に対して協力するように努めなければならないと、努力義務規定に変わりました。ここをしっかりと追記したほうが良いのではないかと思います。以上です。

部会長

最初の 6 ページに関して、地域福祉計画がめざしているものをより明確に示すために、包括的支援体制の整備における 3 つの柱の下にイメージ図を入れてはどうかということと、社会福祉法第 4 条の地域福祉の推進については示されていますが、その他の関連する条文についても追記があったほうが良いのではないかと御意見でした。それを加えることで、全体的な見取り図が見えやすくなるのではないかと御提案だと思います。初めて読む人が、地域福祉計画がめざしているものは一体何で、どういう世の中をめざすためにこういう取組が進んでいくのかを示すページだと思いますので、御意見を参考に追記や文章の改定等、検討願います。

最後に御指摘があった再犯防止について、保護司法で自治体が活動に対して協力するように努めなければならないという規定になったところは、確かに大きな変化だと思います。文章のどこか、冒頭でも良いと思いますが、その法的な位置付けを改めてお示ししますという形で記述願います。

G 委員

A 委員のおっしゃったとおりで、その点について直接的に書いていただければ

それに越したことはないので、同様の趣旨で提案します。

## (2) 第5次吹田市地域福祉計画の評価指標の検討

資料2 第5次吹田市地域福祉計画における評価指標案

参考資料1 第5次吹田市地域福祉計画素案及び評価指標案

指摘事項及び検討結果一覧

参考資料2 第4次地域福祉計画の評価指標（2024年度末版）

事務局 それでは、資料2「第5次吹田市地域福祉計画における評価指標案」を御覧ください。こちらは、前回の第1回策定部会においていただいた御意見を踏まえ、所管室課と調整のうえ作成した修正案になります。左から2番目の列に「修正前」として前回お示しした評価指標案を、右から3番目の列に「修正後」として今回の修正案をお示ししております。また、わかりにくくて申し訳ないのですが、「修正前」にある下線がついている指標は削除予定の指標を表しており、「修正後」にある下線がついている指標は追加予定の指標を表しております。また、重層的支援体制整備事業については複数の事業を一体的に実施する性質上、対応する評価指標が見えにくいことから、重層的支援体制整備事業に資する指標については指標の名称の後に「~~●~~」（まるじゅう）と記載しております。

それでは、追加予定の指標を中心に御説明します。なお、こちらについても参考資料1と照らし合わせながら御確認いただけますと幸いです。基本目標1施策の方向(2)地域福祉活動に関する支援について、居場所に関する評価指標として、修正前は高齢分野を中心とした設定となっておりますが、参考資料1のNo.32の御意見を踏まえて、高齢、障がい、子供分野に加え、世代間交流を目的とした各分野の居場所に関する活動を指標とするため、「地域活動支援センター利用者数」「子供食堂箇所数」を新たに設定しております。また、同じ施策の方向(2)の中で、より本文の記載内容と連動するよう、「人権に関する啓発活動や講演会などへの年間参加者数」を新たに設定しております。

続いて、基本目標2施策の方向(1)福祉・健康への取組の充実について、健康づくりに係る指標として、従来の「生活習慣改善するつもりはない人の割合」から、次期健康すいた21の評価指標として検討中の「健康を意識した行動を継続している人の割合」に変更しております。また、施策の方向(2)暮らしを支える環境の整備における、従来の指標「移動経路のバリアフリー化率」について、整備が進むと率を算出する際の分母であるバリアフリーの総延長を見直すことに伴い、整備済率が下がってしまうものであるため、所管と調整のうえ「バリアフリー整備路線延長」に指標を修正しています。加えて、本文の記載内容と連動するよう、「合理的配慮の認知状況」と「吹田市居住支援協議会の相談件数」を新たに設定しています。

続きまして、基本目標3施策の方向(2) 地域福祉のセーフティネットの拡充について、参考資料Ⅰの No.33 の御意見を踏まえて、所管と調整のうえ、子育て支援センターの機能を持つ室課が連携・協働して取り組んでいる「合同ケース会議での事例検討数」を新たに設定しております。

以上が修正箇所の概要です。委員の皆様におかれましては、修正箇所を中心に、全体のバランスを通して思ったことなど、御意見いただけましたら幸いです。事務局からの説明は以上です。

部会長           5次計画の評価指標の案について、主に修正箇所を中心に御説明がありました。評価指標の案を御覧になり、御意見あるいは御指摘、御感想等いかがでしょうか。

A委員           まず、基本目標1の施策の方向(1)の重点事項について、施策が2つもあるのに、指標が2つしかないのは少し寂しいと思います。せっかくアンケートで近所付き合いをもっと良くすると書かれているので、例えば近所付き合いの中身として、立ち話する人を増やすとかを入れてはどうでしょうか。交流できないとつながりもできないですし、支援もできません。一番のベースは、とにかく顔を合わせることです。近所付き合い等、他でも良いですが、そういうことを入れてはどうでしょうか。

地域密着型サービスの整備箇所数については、前は暮らしを守る方向性の枠に入っていましたが、今回は、どちらかと言うと健康増進の枠に入ります。これはほとんど要介護3以上の重度の方が関わるものですし、今問題になっているのは、特に小規模多機能とか認知症関係は4割から3割赤字の事業が多いことです。人手不足、あるいは物価の高騰で、事業者からできませんと言われたら、それで6年間終わってしまいます。社会福祉法の改正で大事なものは、人材の確保と定着と出ているわけですから、こういうますます人が要るような目標ではなく、例えばケアマネジャーや、介護や福祉関係人材の満足度、やりがい度を指標にしてはどうですか。まずこういう人達がいらないことには、成り立たないわけです。それが全国的に鮮明になっており、国と都道府県に協議会を作るように義務規定が出ているわけです。あるいは、介護保険法の一番の理念は自立支援と尊厳の保持です。吹田市は、先進自治体と違い自立率は確か10%もなく、結構低いと思います。さらに、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス・活動Aが民間事業等の多様な主体、サービス・活動Bが主に地域住民の有償・無償含めたボランティアですが、これこそ公民協働で増やさないといけないのに、吹田市は0です。大東市とか生駒市とか先進自治体は、人口が10万人と、吹田の4分の1しかないのに、Bの人数が3桁です。しっかりとそういう人を作らないといけないということです。あと、参議院の附帯決議において、重層的支援体制整備事業が単に相談件数とかそういうものではなく、もっと質的向上を重視することになって

います。多機関での会議件数を増やすことが指標になっていますが、立ち上がったばかりで仕方がないものの、多機関協働が進めば進むほど逆に先進自治体は会議の件数が減っています。今まで縦割りだったものが、お互いに情報を公開することによって会議も必要なくなります。もし吹田市の重層的支援体制整備事業が進めば、逆に多機関協働事業の相談件数や会議の件数が減ることになりますので、そこをよく念頭に置いて設定したほうが良いと思います。

あと、施策体系では重点実施事項になっているのに、保護司関係の指標が入っていません。例えば、実態調査で再犯しないためには就労と住まいが大事だとありました。住まいは居住支援が入っていますが、就労はないです。再犯する方の中には、体力が衰えた高齢者や障がい者も多いのですが、協力雇用主の分野は建設関係が多いです。サービス企業等に行政も含めて働きかけて雇用主を増やす、あるいは理解活動を進める、こういったことがさっきの保護司活動等の協力を行う努力義務ということです。

部会長

今のA委員からの提案も含めて、他の委員の皆さまいかがでしょうか。

最後のほうの多機関協働事業の相談件数は、取組が進めば進むほど数が減るとのことでした。この項目に限らず、ここに挙がっている評価指標は全部が全部増えたら良いというものでもないと思います。何故減ったのか分析して検討し、因果関係が明確になり、前に向いていることが確認できれば、それで良いと思います。そのあたりは、念頭に置いておく必要があると思いました。

あと、最初の顔が見える関係づくりで、近所付き合い等を評価指標に入れるかどうかとの御提案でしたが、御近所付き合いが辛い人もいるため、御近所付き合いを指標に入れるのは難しいような気もしています。

また、御指摘のあった地域密着型サービスの整備箇所数に関して、そもそもこういうサービスが、高齢の方の介護ニーズに沿った形で整備されていないのではないかという点もあり、指標としては必要ではないかと思います。ただ、御指摘のように、単にサービスの窓口がこれだけありますということだけではなく、例えばどれくらい稼働できているのかが重要です。例えば特別養護老人ホームでは、介護福祉士の数が不足していることから、定員いっぱいまで受け入れることはできない事業所も増えてきています。箇所数を外すことは難しいと思いますが、例えばどの程度稼働できているのか等、もしどこかでモニタリングできるのであればそういったことも必要かと思いました。

G委員

A委員から提案していただいた、具体的施策②の地域の安心・安全を支える体制の強化の中で、更生の意思のある方の就労状況ですが、残念ながら我々の手元で今抱えている数字は、本当にデータになるかどうか分からないのが

実態です。今は、保護観察所を通じてハローワークに紹介した上で、ハローワークから就労支援をしていただく形になり、我々が直接協力雇用主をお願いしていくスタンスが、ここ2年ほど前からなくなってきました。市として上手く対応できるのであれば良いですが、難しいところが現時点ではあると思っています。協力雇用主と同じように、市に雇っていただくような制度もありますが、ただ単にそれだけではデータとしては使えないと思います。今後そういう点も含めて、我々としても把握できるデータを検討していく必要があると思います。御提案いただきありがとうございます。

部会長            計画策定後は、引き続きモニタリングの会議があります。その中でいろいろ情報を寄せていただいて、再犯防止の取組等がよりこのメンバーの中で可視化されて共有できるようになればと思います。

                    他いかがでしょうか。

A委員            5次計画でコミュニティソーシャルワーカーの認知度が削除されています。部会長も言われましたが、下がっていることが悪いのではなく、その要因を分析していないことが一番問題です。株式市場でも、要因がわかっていないと株価は下がっていきます。だけど要因を分析して対策を打てば、赤字でも株価は上がります。私が一番危惧しているのは、3次計画から4次計画、5次計画と右肩下がりに、何ら要因分析していないことです。それで私が4次計画の地域福祉に関する実態調査結果の要因分析をして、2020年(6月9日)に、部会長や他の市民委員が出席された地域福祉計画推進専門分科会に意見書を提出しました。しかし、その後もそういった要因分析がされていないです。だから同じことを繰り返しているだけです。コミュニティソーシャルワーカーの認知度の低さは構造的な問題がありますから、その一端も私はその意見書に書いています。そうした要因分析をされていないのであれば、復活していただきたいです。指標としては社会福祉協議会の認知度もあるとおっしゃるかもしれませんが、コミュニティソーシャルワーカーは福祉総務室が委託しています。地域包括支援センターも、認知度ではなく相談件数になっていますが、高齢化がどんどん進みますから、当然相談件数が増えるわけです。こんなことを指標にしていられないと思います。ですから、自立度向上等にしてはどうですか。子育て支援センターの相談件数も本当は嫌だったけど、もう形がないのでやっぱり見える化しないといけないと前回言いました。合同ケース会議での事例検討数としており、相談件数も出せないと、これが実態です。こういうことをもっと福祉総務室が把握して、押さえていけないと思います。

                    あと、子供・若者のことがまた本文に追記、盛り込まれると思います。その指標が子供食堂とかいくつかありますが、今やっぱり問題になっているのは、発達障がい関係です。生まれつきの発達障がいなのか、あるいは愛着障

がないのか、専門医でもなかなかわからず、その対応にものすごく苦慮されているわけです。もっとそういうところにスポットをあてないといけません。評価指標としては難しいので、例えば子供・若者で多いのは若年妊婦、特定妊婦です。自分の体のこともよく知らない、予期せぬ妊娠をしてしまう、それがまた虐待の連鎖につながっていきます。例えば評価指標にプレコンセプションケアの認知度を入れてはどうでしょうか。これは去年から5か年計画が出て、大阪府も力を入れてホームページに出しています。だけど、認知度が90%以上ないです。女性だけでなく男性もセットで自分の体をよく知って、お互いの性についてよく理解することが、人権関係も含めて国際的なスタンダードになっています。そういうことを入れてはどうかと思います。

部会長

一つは、コミュニティソーシャルワーカーに関して、相談件数を指標にするのではなく、一旦外れてしまったものの、今一度コミュニティソーシャルワーカーの認知度を軸に据えたほうが良いのではないかという提案でした。単にそういう提案だけではなく、右肩下がりに認知度が下がったのは何故か、要因分析が十分ではなかったのではないかと、という御指摘でした。確かにこれだけ高齢者が増える中で、件数そのものは増えてくるとは思います。今一度認知度を指標にという御提案でしたが、いかがでしょう。事務局でリプライが可能な部分があれば、お願いします。

事務局

元々、4次計画の指標には社会福祉協議会の認知度とコミュニティソーシャルワーカーの認知度の両方があり、コミュニティソーシャルワーカーという言葉を知っているよりも、社会福祉協議会で相談を受けることがわかっていただけたら、趣旨としてはそれで良いということもあります。そもそもコミュニティソーシャルワーカーという言葉自体、高齢の方に覚えていただくのは難しいところもあると思います。社会福祉協議会の認知度と重複する部分があるため、コミュニティソーシャルワーカーの認知度は削除した経過があります。

確かに知られていなければ相談もできないということもわかりますので、今回指標にどのように反映していくか、また検討したいと思います。

A委員

今、高齢者にはわかりにくいとおっしゃったのですが、コミュニティソーシャルワーカーは高齢者のほうがよく知っています。若い人ほど知らない。それが私の言っている構造的な課題です。社会福祉協議会の情報は、自治会を通じて回覧板で回ります。若い人は自治会に入っていないので、コミュニティソーシャルワーカーどころか社会福祉協議会も認知度は低いです。だから、自治会の加入率とセットです。ここで止めますけど、もっと構造的にはいろいろな問題があります。それを意見書で出しているわけですが、それを全然見ておられないようです。本当は市民自治推進室と一体となれば、

自治会と社会福祉協議会の認知度の相乗効果も出ると思います。

事務局        子育て支援センターの合同ケース会議での事例検討数について、事務局でも子育て支援センターの相談件数が表せそうかどうか等、所管室課と検討しました。すこやか親子室、家庭児童相談室、子ども発達支援センターの3室課の中でも共有いただいております、各相談件数については暫定で出ていますが、これらは基本的に所管室課が担当業務として個別に行っているものです。一方で合同ケース会議については、それぞれ乳幼児や家庭児童相談等につながるケース、発達関係等、それぞれの分野が関わったほうが良いと判断されるものについて、どういう支援ができるかを一緒に考えていくものになります。よって、子育て支援センターの機能として指標に載せるのであれば、個別の相談件数ではなくケース会議による連携のほうが良いのではないかと、所管から回答いただいたところです。

部会長        実務者レベルで話し合い、この指標が良いのではないかという結論に至ったということです。

### **(3)「吹田市地域福祉計画」第1次計画からの変遷について**

#### **資料3        「吹田市地域福祉計画」第1次計画からの変遷**

事務局        それでは資料3「吹田市地域福祉計画 第1次計画からの変遷」を御覧ください。本資料は、前回いただいた御意見を基に、吹田市地域福祉計画における重点施策や当時の社会情勢等の変遷をまとめたものです。概要のみお伝えします。

2010年度に1次計画が終了後、当時の地域福祉活動等の現状を踏まえて見直しを行い、現在の重点施策の先駆けである重点課題を設定した2次計画が策定され、2011年度から開始されました。

その後、2016年度からですが、資料では2016年度～2020年度となっておりますが正しくは2021年度までの間違いです。申し訳ございません。2021年度まで3次計画が開始され、2次計画と比較すると、「⑤意思が尊重され自分らしく暮らすために」として権利擁護の推進に関する重点施策が新たに登場しました。これは、3次計画の《市の地域福祉における課題》の上から2つ目の黒丸に記載のとおり、成年後見制度をはじめとする権利擁護等の各種制度の認知不足が全国的に課題となり、2016年4月に成年後見制度利用促進法が公布されたことによって、国が成年後見制度の利用促進をはじめ政策として明確に位置付けたことなどが背景にあります。

その後、2022年度から4次計画が開始され、ここで「④包括的な相談支援体制の構築」として、包括的相談支援体制の整備に関する重点施策が新たに登場しました。こちらは、4次計画の《社会情勢の変化・策定の背景など》

の上から4つ目の黒丸や5次計画素案に記載のとおり、2020年6月の社会福祉法一部改正により、法律上に地域共生社会の理念が明記されたことによるものです。

昨年度から検討しております5次計画については、名称は時代と共に変わっているものもありますが、概ねこれまでも重点施策として認識されているものが、今回も重点施策として設定している状況でございます。

以上が資料の概要説明となります。冒頭でも申し上げたとおり、こちらは、前回いただいた御意見を基に作成したのですが、事務局としてはこれまでの変遷を表すページとして、5次計画本編の第2章に本資料の内容を追加できればと考えております。委員の皆様におかれましては、より良い表現等について御意見いただければと思います。事務局からの説明は以上です。

部会長

1次計画からその時期ごとにどういうことがトピックスとして挙げられ、それに対応する形で重点課題がどのように設定されていったのか、社会情勢の変化も含めて記述していただいています。第5次計画で初めて冊子を手に入る人も、これまでどういう議論が行われて、今の計画に至っているのか理解いただけたと思います。初めて読んだ方により伝わるようにということも含めて、御意見ををお願いします。

B委員

大変立派なものを作っていただき、感激しています。まず一つは、これをホームページに載せる時にどういう載せ方をするのかを考えていただきたいと思います。PDCAを回す中で第1次計画からやっていったらどうか、それが第5次計画の冊子の印象深い一つになるだろうと言いました。振り返りが大事ではなく、むしろ第5次計画の中で我々が決めている、決めようとしていること以外のことがこれから出てくるかもしれないので、それを早く見つけたいというのが、PDCAを回す時の私の本音です。今回の計画期間は6年間ですから、世の中がこれだけ大きく変わっていく中で我々が考えている通り世の中進むわけがない。何かエマージェンシーが起きた時に早く手が打てるような、場合によってはこの立派な表に書き加えられる、ないしは修正することが我々の知恵で可能であれば、この表も活きると思います。そういうことを前提にした時に、ホームページにどういう形で書くのか、考えていただきたいと思っています。

大事なのは、これで終わってしまってはダメだということです。一つの言葉で何かを表現するのはだんだん難しくなっているし、それぞれが意見を持てば持つほど物事が複雑になってくるので、それをある一定の方向に束ねていくような役割もこの表が持っていくと、素晴らしいと思っています。

部会長

単に過去してきたことを確認する、それももちろん大事ですが、それだけではなく次につながるようにという御提案だったと思います。

#### (4) その他

##### ア 第2回吹田市社会福祉審議会全体会について

##### イ 第3回吹田市社会福祉審議会全体会について

事務局            それでは、今後の会議スケジュールについて連絡させていただきます。第2回社会福祉審議会全体会の開催は、令和8年9月18日（金）午後2時から吹田市役所高層棟3階の災害対応オペレーションルームで開催いたします。なお、次回で第5次計画策定に係る検討は最後となります。

続きまして、第3回社会福祉審議会全体会の開催は、11月18日（水）午後2時から、第2回と同様に吹田市役所高層棟3階の災害対応オペレーションルームで開催いたします。当該会議で答申をいただき、計画素案が完成する予定です。いずれも日程が近づいてまいりましたら改めて皆様に御案内いたしますので、御出席賜りますようお願いいたします。

A委員            いつ資料編というかデータ編が提示されるのですか。4次計画では早い目に高齢化の関係、自治会加入数、ブロック別で高齢者の人数、障がい者の人数、生活困窮者の人数等が出て、それをベースに語り合っていました。今回は1,000人だけのアンケートの一本足打法になっています。吹田は子供・若者の虐待相談などから、要保護児童等として対応が1,000人を超えて多いですし、さっきの自殺率とか実態のデータに基づいて議論しないといけないのに、何故ないのですか。

4次計画も最初は1冊でしたが、分厚いので本編と資料編に分けました。それが全然出てこないです。机上の空論までは言いませんが、40万人近くの都市で1,000人のアンケートだけでは、虐待がどうだとか全然わかりません。いつ出るのかなと思って前回言ったのですが、今回もないということです。事務局の皆さんも4次計画の時と変わっておられるので、2冊に分けたという経緯等も消えてしまったのではないかと思います。これが怖いのです。たまたま私が言っただけで、言わなければスルーですよ。

具体的には自治会加入率や生活保護の受給者数、要介護度の数字、高齢化率等が5～6年くらいのレンジで全部出しているわけです。4次計画の時に初めて65歳よりも75歳以上のほうが増えたので、75歳以上をしっかりと見極めないといけないということです。そういったデータが何もなくて、よくここまで進めてきたなと思います。おそらく他の中核市は必ずと言っても良いほどデータ集があります。

部会長            4次計画の時は、資料編を基に議論したというよりは、本編と同時並行で議論していたと思うのですが。

A委員           そうです、どちらも大事です。前は、所管部署がデータを出すのが遅いから、ここは別の機会ということで遅れているところもあると思っていました。自治会加入率 60%という目標値があるじゃないですか。評価指標には出すのでしょけど、評価指標以外のデータとして、例えば自治会加入世帯数を見ますと、分母となる全体の世帯数が増えています。分子の自治会加入世帯数は減っているため、余計に加入率が低下するということです。そういうことが見れるわけです。ボランティア数なんかも、NPOの登録団体数とかボランティア団体数とかいうのは、5～6年のレンジで出ていました。例えば、NPO 法人数は 2020 年度の 130 団体程度から減少が続いています。40 万人規模の都市であれば、もっと増やさないとはいけません。さっき D 委員がおっしゃった、情報を知らないこと、周知方法や参加してもらえる方法の工夫に関連するんですね。だから、ラコルタとかボランティアセンターの機能を強化しないといけないと思います。だけど、認知度が極めて低いです。そういう P D C A を回すためのデータでもあるわけです。

部会長           アンケート結果だけではなくて、4 次計画の時のような別冊資料が必要なのにそれが出ていないということですね。

A委員           そうです。まだ出ていない前提で、もう答申までいくのですか。

事務局           4 次計画では本編と別冊資料とで 2 冊に分かれていますが、今回 5 次計画を策定するにあたり、別冊資料に関してはデータをまとめたものとして、本編のように御検討・御意見をいただくものとは別と考えていました。このデータは、毎年進捗管理ということで各所管に照会をかけさせていただいています。現在は 2025 年度末版として、数値を集約しているところです。事務局としては、毎年の進捗管理により把握した社会情勢等も踏まえて、計画骨子案として提示しました。数値は把握しておりますので、次の全体会の時にお示しできるかと思います。

A委員           本文に社会情勢の変化と書いているわけです。その裏付けとなる基礎データがあるのかないかわからないのに、言いきっているところが非常に多いです。

部会長           4 次計画の別冊資料も、もちろん統計データにみる吹田市の状況、あるいは吹田市における地域活動の状況というページはありますが、それと同時にアンケート結果のダイジェスト版もあります。その後は評価指標が並んでいたり、相談窓口が並んでいたりという内容でした。私の認識では基礎データがないと全く議論ができない、ということはなかったと思うのですが。4 次計画の時も基礎データを基に検討していましたでしょうか。

A 委員            議事録を見てください。基礎データに基づいて何回も発言をしています。素案の骨格がある程度できて、それに関連していろいろな基礎データを用意して、すり合わせをしないといけないと思います。高齢化が進んでいると言っても、65 歳以上は例えば他の自治体だと減っているけど 75 歳以上は増えているとか。そういうところまで検証しないと、良い計画はできないです。他の中核都市はそうしているはずです。実際に 4 次計画もそうでした。私も言うのが遅くなりましたが、4 次計画の時の別冊資料に掲載された基礎データが、会議資料として出ている時期をまた見てもらえればと思います。

部会長            いずれ巻末資料として出てくる認識でした。9 月 18 日の全体会で巻末資料が出てくるということによろしいですか。

事務局            巻末資料は、4 次計画と同様の内容で考えており、別冊資料は今年度も作成する予定です。内容を御検討いただくというよりはデータを羅列した内容であり、そこに今年度版の数値を新しく載せていく予定でした。その元の数字については、毎年度所管に照会をかけ、ホームページにも公開しています。2025 年度版については、今各室課から回答をいただいているところで、これから集約になります。9 月 18 日の全体会の資料として、お示しできればと思います。

部会長            では、もう少し早くこの別冊資料内の基礎データが必要だったのではないかという御意見でしたので、9 月 18 日の全体会の議論にて劇的に内容が変わるということはないかもしれませんが、基礎データと比較しながら計画本文を検討・作成していくということを議事録に残しておいていただけたらと思います。

他いかがでしょうか。

C 委員            今御指摘のあった基礎データは、第 4 次計画のものと見ると 2015 年度から 2020 年度までの統計になりますが、これを、直近の 2025 年度までのものをお示しいただけるのでしょうか。

事務局            別冊資料で出ている第 3 章と 4 章の基礎データについては、吹田市のホームページで年度単位で実績を公開しています。現在、2024 年度までは既に公開しており、2025 年度のものを集約したところになります。

C 委員            それぞれの相談件数等いろいろなデータがありますので、例えば傾向が変わっているもの、本文の内容と齟齬がないか等のすり合わせは必要だと思います。

部会長            それでは、これもちまして本日の策定部会は終了いたします。

### 3 閉会